

軍需品原價と利潤統制

根 岸 正 一

戦時下に於ける一國財政經濟の運行上、極めて緊要なる課題の一は生産力の擴充であり、特に軍需品生産擴充の確保は、その内に於ける雄なるものである事は多く論ずるまでもない。此等軍需品生産擴充確保のためには、國家總動員法・臨時資金調整法の如きは勿論、製鐵・自動車・航空機・工作機械等各種製造事業法・石油業法その他各種法令の定むる處を通して、保護助成の途の講ぜらるゝ上に、他の一面に於て他種事業に許さるべきよりも以上の、戰時的なる超過利潤の昂揚が許され來つたものである。此等は蓋し個人的利潤追求の思念が、個人的創意によりて生産の増大と經濟の合理化とを齎らすべしとなしたる、或は明かに之を齎らしたる、現經濟組織下に於て是認せられたるものである。しかし同時に此の事は、多くの平和産業が動もすれば各種の制限拘束を受けて、その生産機能の發揮を次第に難澁にしつゝあるに對し、或は又國を擧げて國難に殉ずるの概を以て邁進しつゝあるに對し、一種の對蹠的關係をなすものであつて、一國經濟力の綜合的發展のために、戰時超過利潤の制限

を如何なる點に求むべきかは、極めて重要な問題をなすものと稱しなくてはならない。殊に超過利潤の起生は物價騰貴を必然ならしむるものであつて、國家財政の安全性確保の立場よりするも、將又國民生活の安定確保の立場よりするも、その重要性は極めて顯著なるもの存するを知らなくてはならないのである。

一體に我國に於て、利潤統制が時局の重壓下に問題として取上げらるゝに至たのは、昭和十三年秋の武漢三鎮の攻略より、事變の長期化と共に、國家總動員法第十一條の發動問題としてゝあつて、一方に犠牲産業が續出し、他方に物價騰貴の傾向が顯著となるに鑑み、主として戰時社會道義の觀點より論議さるゝに至りたるものである。遂に昭和十四年四月國家總動員法第十一條の發動となり、先づ配當の制限が行はれた。更に配當の制限に止まらず、利潤統制が愈々正式に問題として取上げらるゝに至りたるは、同じく昭和十四年四月の中央物價委員の小委員會・常任委員會の議を経て、第二十三回中央物價委員會に於て決定案として答申されたる所謂「物價統制大綱」に於てゝある。同大綱は五大項目を含み、第一項には戰時物價政策の目標・戰時物價問題解決の急務・綜合的物價對策の基準に關し、第二項には戰時適正價格の根據・公定價格設定の品目的範圍・生産規格統制方法・公定價格制の根本對策に關し、第三項には物價騰貴の根源をなす物資需給の調整・配給各部分別調整方法に關し、第四項には戰時適正價格の決定に際し、生産費の構成要素としての賃金・運賃・家賃・地代等の調整方法に關し、第五項には所期の目的達成に官民の堅き協力を必要とし、制裁制度の設定・圓ブロック諸國間の連絡・物價統制機構の整備・物價政策實施により蒙りたる損害の救済に關し、述べて居るのであるが、その第四項目として取上

げられたるものの中に、利潤統制の問題が含まれて居る譯である。

而して右第四項に利潤として説明さるゝ處に依れば、

「戦時適正物價形式上必要とする利潤對策の主眼は、必ずしも各個の企業經營の利潤率そのものを直接制限するの趣旨にあらずして、利潤が價格に及ばず影響を考慮して、商品價格中に含まるゝ利潤の適正低下を期するにあり。」

1、物價その他の公定につきましては、それぞれ當該商品價格中に含まるゝ生産者・配給者等の利潤につき、各種の業態に適應せる戦時適正標準を定め、此等に準據すること。

2、右利潤の算定標準につきましては、物價並に賃金の標準に照應すると共に、戦時特殊の危険率減價銷却等につき、合理的考慮を用ゐること（小委員會の原案には、此の上に「生産擴充を阻害せざるやう努む」なる字句を附加して居たのであるが、之は後に削除せられた。）」

とあるのであつて、此の場合の利潤統制の姿・内容は、大體上記の如き程度のものであつた。準戦時體制以來、平和産業と軍需産業との間には幾多の跛行的現象を現出した。その不均衡を是正する爲にも、軍需産業に於ける利潤統制は、問題として俎上に上さるべきものであると同時に、事變の長期化に伴ひ、軍需産業擴充の要愈々急なるに加へて、悪性インフレの防止は特に緊急の事項となり、物資需給の不均衡是正上、必然的に生産力擴充の必要を喚起し來つたのであるが、それも物價高を以て刺戟とする生産力擴充ではなくして、何處までも低物價嚴

守の間に於ける生産力擴充たるべき關係上より、茲に愈々利潤統制の問題が緊要となり來たのである。生産力擴充には尨大なる資金を必要とし、従つて又彼の資金調整法の如きに依りて、資金の比較的圓滑なる注入を特に必要とするであらう。又他の産業並に運輸業等の諸部門間に於ける、協調統制の合理化を必要とし、殊に原料材料の供給圓滑化も必要であり、更に又勞働力の調整が肝要でもあるのである。高物價政策の下にはすべて此等が自然的に調整せらるゝに似たる場合にも、低物價政策の下に於ては特に施すべき手段の極めて多くを必要とするものである。又斯かる手段を施すことに依りて利潤制限を行ひつゝも、尙生産力伸長の露面を招來し得るものである事を知らなくてはならないのである。

利潤統制は前陳の如く、先づ平和産業との跛行性は正の見地より出發し、悪性インフレ防止の上より國家並に財政經濟の安定性確保の上より、その必要が愈々強調せらるゝに至つたものである。

二

昭和十四年八月三十日の第二十九回中央物價委員會に於て決定を見たる、物價統制實施要綱の「第六」「利潤」の項に於ては、(一)各種事業の戦時適正標準利潤率の算定、(二)各種事業の戦時適正標準利潤を各簡商品に割當つる方法、(三)戦時適正標準利潤の算定に付ての收支計算等の取扱、につきて基準を述べて居るのであるが、商品價格中に含まるゝ戦時適正標準利潤は、結局低金利の情勢・經濟統制に基く利潤の安定を考慮し、現在の實際利潤より極力低下せしむるの方針にある。

第一 各種事業の戦時適正標準利潤率の算定

につきては先づ左記(一)の方法に依り、次いで左記(二)の方法に依り、業種・業態別に之を算定するとすのである。

(一) 一般的に基本となるべき利潤は左の如く之を算定する。

(1) 中庸生産費規模のものを基準とし、基本資本額を定めること。

(2) 事業の本來の經營に直接使用する資本につき、自己資本(拂込資本及び積立金の合計額)と借入資本とに別ち、一定の基本資本構成を定める。

右基本資本構成を定むるに當りては、正常時期及び最近の實情を考慮する。

(3) 事業別利潤の内容たる配當・社内留保及び納稅相當額に付、左の如く之を定める。

(イ) 正常時期及び最近の株式利廻等を參酌して、配當の基本率を定むること。

(ロ) 正常時期に於ける利潤に對する社内留保の割合を參酌して、社内留保の基本率を定むること。

(ハ) 納稅相當額として、所得稅其の他の利益に對する租稅の充當額を定むること。

右は事變前のものを基準として、事變後の増加は之を認めざること。

(4) 右に依りて得たる事業利潤、即ち配當・社内留保及び納稅相當額の合計額を、前記(1)及び(2)に依りて得たる基本自己資本額を以て除し、一般的に基本となるべき利潤率を算定するのである。

(二) 各種事業の戦時適正標準利潤は左の如く之を算定する。

(1) 各種事業の中庸利潤率（一般的に基本となるべき利潤率を算定する方法に準じ、業種業態別に之を算定する）、各種事業の實情及び規模の大小、其の他の特殊事情等を考慮すると共に、前記一般的に基本となるべき利潤率を參酌して、各種事業の戦時適正標準利潤率を算定する。

(2) 事業の業種業態に依りては、自己資本に對する利潤率によらず、總資本に對する利潤率によりて戦時適正利潤率を算定する。此の場合に於ける利潤額には借入資本に對する金利を含ましむる。

(3) 個人經營を主たる經營形態とする事業に付ても、右に準じ戦時適正標準利潤率を算定するのである。

第二 各種事業の戦時適正標準利潤を各箇の商品に割當つる方法

各種事業の戦時適正標準利潤率を基礎として算出したる戦時適正標準利潤額を、中庸生産費規模の標準生産量又は販賣量を以て除し、商品價格中に含まるゝ戦時適正標準利潤を決定するのである。

尚標準生産量又は販賣量の算定に當りては、戦時統制に基く生産又は販賣の數量減は原則として之を認めない。

第三 戦時適正標準利潤の算定に付ての收支計算等の取扱

(一) 資本金及び收支に付ては、事業本來の經營上直接使用したるもの、又は直接關係の收支とする。

(1) 所有有價證券利子・配當等投資に關する收支。

(2) 評價損益。

(3) 其の他事業本来の經營上必要なる一般的經費に付ては、本要綱第二の四の(一)の(3)に掲記せる經費の取扱方に準ずる。

(註) 第二の四(1)の(3)

前記原價計算ニ於ケル經費ノ取扱方ニ付テハ左ノ諸點ヲ考慮スルコト。

(イ) 原材料・製品・仕入品等ノ原價ハ計算當時ノ價格ヲ以テ基準トスルコト。

(ロ) 税金ハ事業利益ノ如何ニ拘ラズ課税セラル、モノハ之ヲ經費ト認ムルモ利益ニ對スル課税ニ屬スルモノハ之ヲ利益ノ處分ト見做シ經費ト認メザルコト。

(ハ) 賞典・手當等ハ事業利益ノ如何ニ拘ラズ一定額ヲ恒例的に支出スルモノ(實際上給料の性質ヲ有スルモノ)ハ之ヲ經費ト認メ然ラザルモノ及重役賞與ハ之ヲ利益ノ處分ト見做スコト。

(ニ) 寄附金ハ原則トシテ之ヲ經費ト認メザルコト。

(ホ) 損賣ニ基ク貸倒危険ハ原則トシテ之ヲ經費ト認メザルコト。

(ヘ) 仕入ハ原則トシテ現金仕入ノモノト見做スコト。

(ト) 支拂金利ハ計算當時ノ社債金利及貸出金利ヲ標準トスルコト。

即ち上記の方法によるときは、先づ(一)企業の自己資本額を概定し、(二)事變前の状態としての配當金・社内留保金並に納税充當額を含む處の利潤額を求め、(三)前者を以て後者を除する事に依りて利潤率を算定するのである。此等は云ふまでもなく中庸生産費規模の企業を建前としたる、基本的なる算定であつて、各種事業別なる

戦時適正標準利潤率は、前記の一般的基本たるべき利潤率を算定する方法に準じて、業種業態別に算定したるものと、各種事業の實情及び規模の大小、その他の特殊事情等を考慮に入れ、同時に前記一般的に基本となるべき利潤率を參酌して算定するのである。而して各種事業の戦時適正標準率を基礎として算出したる戦時適正標準利潤額を、各個別製品又は商品に割當つる方法としては、(四)斯く算出したる戦時適正標準利潤額を、中庸生産費規模の標準生産量又は販賣量を以て除する事により之を行ひ、以て商品價格中に含まるる戦時適正標準利潤を決定せんとするのである。故に此等は唯單に原價加算率としての適正利潤率を定むる事によりて、利潤の統制を實現せしめんとするのみならずして、企業の受け得る適正なる資本収益率とも併せ目標としたるものなる事は推量し得る譯である。

上記の戦時適正標準利潤は、一應は何處までも原價附加率としての算定によりて、之を定めんとしたるもので、單なる價格統制の立場よりは、斯かる方法を以てして毫も支障なき處である。上來述べたるが如く、戰時的なる超過利潤の無暗に昂揚を許さるべきものにあらざる限り、又犠牲産業乃至國民の利福との關係に於て、企業利潤の統制は洵に已むを得ざるものであり、且つ上掲の戦時適正標準利潤率算定の根本基礎が、中庸生産費企業の適正標準利潤額を、その企業資本を以て除したるの結果より見て、原價の上に斯かる率の適用によりて成立を見たる價格を以てする、販賣又は供給による企業利潤は、自ら一定の限界を帯び、必然的に一定範圍に統御せらるゝの結果を見るであらう。唯特殊企業が特異的に生産又は供給能率を擴大し、或は正常經營以外に投資収益を獲

得するが如き場合に於て、尙企業利潤の統制が此の方法によつて直接的には困難であると見るべきものである。

此の實施要項具體化の局にあたる者は、商工省に於ける利潤専門委員會であつて、此の委員會の方針として採用する處のものは「現在の實際利潤よりも極力之を低下せしめる」にあるのであるが、しかもその低下促進に偏重して、徒らに企業心を萎縮せしめ、従つて又生産擴充を阻止し、財界に悪影響を及ぼすが如きは特に避くべきであつて、何處までも時局に即應したる「適正」なるものでなくてはならないと云ふのである。現在の企業、それも特に所謂時局産業が異常の利潤をあげつゝあるときに、その適切なる調整が必要であると云ふ見地に立ちてのものである事は云ふまでもないが、その適正を期すると云ふ半面には、唯原價額に附加する利潤を適正に限定するのみにては、眞の適正を期し得るものでない。その先決的問題として、原價それ自體の適正を期する事が急務であつて、附加すべき利潤はその幾%かに匹敵するにすぎない。勿論利潤率の制定並に應用は、その適用基準たる原價の適正を基礎としたるが上であるが、その利潤率の決定それ自體が、上記の如き方法により算式が概定せらるゝとも、その實際の算定が極めて難澁なるもの存するが如く、適正なるべき原價の把握、別言すれば原價それ自體の合理化は、經營全般の企畫的なる合理化を前提とするものであつて、平時既に此の問題は取上られつゝある處ではあるが、戦時生産擴充の要求と共に、應急的措施に臨機措置を加へて、動もすれば非合理的形勢を展開せしめんとするとき、此の方面に於ける適正なる整調が特に要務中の要務たるべき事を考慮しなく

てはならない。

軍部に於ては夙にその見地より指導統制の必要を痛感し、現在軍需品工場に於て規模の擴大・組織の複雑化を來たす半面に、經營の合理化は必ずしも之に伴はず、或は混雜の間に却つてその合理化に背馳するの關係を生じ易きに鑑み、飽くまでも生産技術の改善・經營の組織化・作業の企畫化を始めとして、經營の組織・技術の全般に亘りて之が刷新を實現し、生産原價の節減と、軍需工業の健全なる發達育成とを促進し、更に此等を中心として、一國産業の總面に亘りて經營進化の實をあげ、以て國家總力戰體制の昂揚を期せんとして居るのである。

謂ふまでもなく戰時に於ては、國の經濟總力を戰爭目的の爲に急激に動員しなくてはならない。それ等は平時より克く準備されたる場合に於て、平調に且つ最も經濟的に行はれるのであるが、然らざる限りその編成替に當りては、各企業間にその編成替に難易の差を生じ、一般的には編成替に於ける費用は、編成替前よりも遙かに多くを要するの結果となり、生産品價格は唯之によりてのみにても騰貴するを免れない。平時經濟に於ける經營の自由競争は、時の経過に従ひてすべての經營費用の均衡を齎らす傾向がある。蓋し費用の多くを要する企業に於ては、競争上經費切下に努力する事を必要とするからである。然るに急激なる戰時經濟への轉換は、斯く經費を均衡せしむる處の時間に不足を來たし、同一生産物に對して經營間に異なりたる生産費を招來し來るのである。斯くて最も高き生産費を要する經營と雖、物資不足は供給に參與する事を許し、結局は比較的低き生産

費を持つ經營の利潤を増大ならしむる事となるのである。(Zeitschrift für Betriebswirtschaft, X III, Heft

1/4, 1937, S. 3)

従つて又價格は必然的に昂騰せざるを得ないのである。戦時には公益を私益に先行せしむる事を必要とし、且つ經營存在の理由が、國民全體に對する Dienst の大小によりて決定せらるゝもので、戦時利潤の問題は自由主義的・資本主義的時代と異なりたる解釋を経なくてはならないのである。

三

日支事變に入りて間もなくの昭和十三年一月、軍需品最大の需要者たる陸軍のために、陸軍軍需品監督官令なるものが公布せられ、陸軍に於て軍需品の製造若は修理を民間工場に注文し、又は民間工場より軍需品を購入する事に關し、監督官・會計監督官・監督官補・會計監督官補を置き、右の外必要に應じては、陸軍航空本部に監督官長を置くことを得る事となつたのである。而して此等の中、監督官の任務とする處は、軍需品の製造及び修理に關する作業の指導及び監督・軍需品納入検査・軍需品及び工場の軍事上の秘密保持・軍需品の製造修理に關する工場設備及び研究の指導・軍需品の製造及び修理に關する原價の技術上よりする調査研究・工場の經營に關する技術上の調査及び監督を掌り、會計監督官は軍需品の製造及び修理に關する、原價調査及び原價の經理上よりする調査研究・工場の經營に關する經理上の調査及び監督を掌るものである。而して監督官補及び會計監督官補は、上官の命を承け技術又は事務に従事することとなつて居るのである。即ち監督官は専ら技術上の監

督を行ふものであつて、その行ふ原價の調査研究の如きも、専ら技術上の關聯に於てゞあつて、使用機械設備の上より、その工程的操作の上より、或は原料・勞力の選定の上よりする技術的研究調査・使用機械設備の壽命年數の決定よりする、減價率の調査研究の如きを主とするものであり、會計監督官は専ら經理上の見地より、原價の調査研究・經營に關する調査研究をなすものである。

即ち此等によりて、軍需品生産に指導と統制の手が十分に伸べらるゝ事となつたのであるが、その後物動計畫並に物資統制強化の必要に鑑み、昭和十四年十月には勅令を以て軍需品工場事業場検査令の制定となり、更に陸軍省令を以て同施行規則の公布を見、軍需品調達の適正を圖るため、軍需品又は其の原料若は材料に關し、國家總動員法第十九條の規定に基き原價計算をなさしめ、又は國家總動員法第三十一條の規定に基き報告を徴し、若

(註)

は検査をなす事が規定せられ、茲に愈々原價計算の強制が實現する事となつたのである。軍需品工場事業場検査令施行規則の第一條に伴ひ、別冊として陸軍軍需品工場事業場原價計算要綱が公布せられ、爾今軍需品工場は此の原價計算要綱に依り、原價計算を行ふべき事を要求せらるゝ處となつたのであるが、昭和十五年六月三十日まで之を準備期間として原價計算をなさざる事を得、昭和十五年七月一日よりその強制實施を見るに至りたるものである。

(註) 軍需品工場事業場検査令第四條。陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ工場事業場ノ事業主ニ對シ軍需品又ハ其ノ原料若ハ材料ノ原價ニ關シ計算ヲナサシムルコトヲ得。

而して軍需品工場事業場検査令並に陸軍軍需品原價計算要綱の目的とする處は、第一之によりて適正なる原價を算定し、適正價格決定の基礎を得、以て生産擴充と低物價政策との調和を得せしめんとするのであるが、第二に斯かる原價計算の標準化を通して、或は之を促進する事によりて、原價構成要素に逆りその適正を求め、或は過去の原價と現在の原價との比較、乃至同種同業者間に於ける相互比較研究を可能ならしめ、標準的なる原價の把握を行ひ、以て經營能率の増進を企圖し、之を以て第一の適正價格決定の内容整備を行んとしたるもの以外ならない。即ち原價計算制度の確立乃至標準化を完遂する事に由りて、軍需品工業の經營合理化を一層促進せしむる手段を得、以て軍需品製造單價の切下を實現し、低物價政策との矛盾相剋を除かんとしたるもので、その極に於ては、勢ひ利潤統制の問題に當面せざるを得ず、遂に昭和十五年四月廿一日の適正利潤算定要領の發表にまで、段階は進展を見るに至つたものである。即ち原價計算要綱と適正利潤算定要領とは、兩々相俟つて適正價格決定の核心的存在をなすものであり、之に依りて一貫したる適正價格把握手段が得られるのであるが、要は唯此等が一つの尺度的存在にすぎないものであつて、適正價格決定の内容をそれぞれ自體は經營の合理化・製造作業の經濟化の一點にある事は看過し得ざる處である。

四

陸軍軍需品工場事業場原價計算要綱はその第一條にも示すが如く、軍需品工場事業場検査令第三條に定むる工場事業場その他の場所に於て、施行すべき軍需品に關する原價計算につき定むるものであるが、事業の生産形態

業種・經營規模・生産及び管理組織の特殊性に應じ、關係官衙長の認可を受けて必要な補正を加ふる事を得る事となつて居る。従つて本要綱の定むる處は云はゞ基本的大則であつて、業種業態別を通ずる完全統一なる原價計算法そのものではなく、謂はゞ之に準據してやがて業種業態別に完全なるべき、統一原價計算制度の樹立を要求するものとも見るを得るのである。勿論原價計算制度それ自體は業種業態別は勿論、地方的なる環境、經營個體の獨目的内容により、必ずしも完全なる統一を期し得るものではない。又斯かる完全統一の名に縛られる事に依りて、個別工場それ自身が克く成果を擧げ得ると期待すべきものでない。要は唯原價計算に應用する原理の統一であり、諸原價計算制度それ自身、計算事務 Routine の原則化と云ふ事にある。故に或る種の點件に於ては、絶對的統一より何等かの差變の許されて然るべきものである(W. B. Lawrence, Cost Accounting, 1925, p. 415)。此の看點よりするときは、今回の陸軍軍需品工場事業場原價計算要綱は、それ自體既に一つの統一原價計算制の示現に外ならずとする事を得るのである。

本要綱の示す原價計算は事後計算にあるのであるが、その方法は之を見積原價計算に付ても準用し得る。又實際に發生したる全部の原價を計算するを以て本則とするも、必要ある場合には見積原價の方法を參酌すると規定するのであつて(要綱第二條第四條)、此等は工場事業場の業種それ自身によりて、當然起るべき事象である事は論ずるまでもない。而して本要綱に於ては、原價の評価を本則として實際取得價格を以てするのであつて、特に必要ある場合に、豫定價格其の他の計算價格を以てする事を得るのである。而して又本要綱に於ては、原價を以

て事業の目的たる製品の製造及び販賣の爲に、生産諸要素の購入より製品の販賣に至るまでに、その製品に關して實際に費消する經濟價値の合計を云ふと規定し、極めてOrthodoxの見解に従つて居る。又原價計算期は原則として一箇月とし、長期工事にありては關係官衙長の認可を受けて、其の期間の變更を許さるゝ事となつて居るのである(要綱第三條)。

本要綱に於ては原價をその職能に従ひて、製造原價・販賣費・一般管理費に分ち、製造原價を以て生産諸要素の購入より製品の完成に至る、製造に關する費消價値の全體を云ふとし、その構成要素を材料費(原料を含む)・勞働費・經費とする。而して販賣費とは製品の販賣に關して費消せらるゝ經濟價値を謂ひ、一般管理費又は總係費とは事業全體の管理、即ち事業全般に係る人事・財務・會計・調査・庶務の事項に關して、費消せらるゝ經濟價値を云ふのであつて、製造原價に販賣費及び一般管理費を加へたるものを總原價とし、價格決定の基礎たる原價とすると規定するのである(要綱第七條)。此の原價を以て價格決定の基礎とするの一點は、千金の重きをなすものであつて、從來の原價が單に工場採算の爲の原價であつて、當然價格決定の基礎たるべき内にも、自由經濟機構の下に於て之を許さざる(E. Schmalenbach, Selbstkostenrechnung und Preispolitik, 1934, S. 273.)常態にあつた事は明かである。嚴正なる統制經濟・殊に價格統制の強化されたる環境に於ては、正にその本然の立場に還り、原價こそ價格決定の第一段階的基礎たるべき事が、茲に強要せらるゝに至つたものである。

製造原價要素としての材料費計算に於て、材料消費の算定は原則として帳簿棚卸法としてのGoing Inventory

の方法により(要綱第九條)、補助材料にして其の消費量を各消費毎に區別計算するの必要な場合、或はその困難なる場合には、實際計算法として期首繰越量に購入量を加へたるものより、現在量を差引きて、綜括的にその期間の消費量を知る方法を採用し居るのであるが、其の消費量が製品の生産量に比例して増減する材料に付ては、逆計算法として各種製品單位に要する材料の標準消費量を定め、製品の生産量より、逆に材料の消費量を推定計算する方法をとるのであるが、此等は技術と關聯して、その計算の確實性確保に付相當の苦心と、年月とを必要とするものが存するであらう。而して斯かる材料の原價を決定するための購入價格は、材料の買入代金に買入手數料・引取運賃・荷役費・保險料・關稅等、買入等に要したる引取費用を加算したるものを指すが如き材料購入に關して受けたる割引又は値引は、之を材料價格より控除する事を要するとして、米國に於けるが如き Cash Discounts の慣習の存否を別問題として、此等一切の割引値引を原價控除項目とするの確定的態度を明かにして居るのである。

材料の消費額は前にも述べたるが如く、原則としてその購入價格を以て評價するの、原價主義を採用して居るのであるが、同種材料を異する價格を以て買入れたる場合には、買入順位法 First-in, First-out Method¹又は移動加重平均法 Moving Weighed Average Method²を採用する事となつて居るのである。斯かる購入順位法を可とするか、或は又 Paton の云ふが如き、最近一派の者に強き支持を受くるに至りたる Last-in, First-out Method (W. A. Paton, Last-in, First-out. The Journal of Accountancy, Vol. LX [X. No. 5, p. 354]——)

の最近一派の間に強き支持を受くるに至りたりとの言に對しては Peloubet の如く、可成古くより問題とせられたるものであると論議するものもあるが (Maurice E. Peloubet, Last-in, First-out Once More, The Journal of Accountancy LXIX, No. 6, p. 446) — によるを可とするや、換言すれば購入順序法により早く購入せられたるものより、順次賣却又は費消するの假定によるべきか、逆に最近に購入したるものより、順次古きに逆りて賣却又は費消をなすの假定によるべきか、問題は存するであらう。特に價格水準の上昇的傾向存続する間には Last-in, First-out Method によりて、利潤の算定を内輪ならしめ、所謂未實現の利益の計算を避け得、又之に依りて恒常在高法の精神を徹底せしめ得べしとの見方も成立するであらう。それ等の當否につきては Paton と Peloubet との對立があり、學者間に當否兩論があり得る (Peloubet, op. cit., p. 447) が、それ等は別問題として、要綱に於ては明確に購入順序法或は移動加重平均法を採用して居るのである。

勞働費は部門別(工程別)及び製造指圖書別に分類集計して算定し、賃金價格の算定は時間拂賃金制度にありては、原則として平均賃率に依り(一部門又は一職場に於ける一定期間の賃金の實際額を、同一期間の作業總時間數に依り除したるものを以て、實働一時間當り平均賃率とする)、出來高拂賃金制度にありては實際の出來高賃率による。

經費は減價銷却費以下一般の見解に従ひての間接費目を含み、當該原價計算期間の負擔に屬する額に付計算し、通例の固定費は一箇年分の消費額を算定し、經費月割表に依りてその毎月分を計算し、その他は出來得る

限り、その月に於ける支出金額を基礎として計算するのである。

又減價償却費は營業成績の如何に拘らず、豫め定むる處の計算方式によりて算出し、固定資産の耐久命數は使用又は時の経過に因る物的減耗・技術進歩による陳腐化等を考慮して定むるものであつて、大藏省主稅局に於て定むる耐久年數表を以て標準とし、戰時特別の危險は之を參酌せざる事となつて居る。建設助成金は固定資産の取得原價より之を控除し、建設利息は又之を取得原價に算入する事はない。而して減價償却費の計算は原則として定額法を採るのであるが、鑛山の如く Depletion を生ずる資産及びその附屬設備に付ては生産高比率法による。

一般管理費と販賣費とは原則として區別し(要綱第二十四條)、此等に共通的に發生し、或は明確に兩者に區別し得ざるものは、計算上之を一般管理費に算入し、販賣費としては特に販賣に關し直接に捕捉し得る原價要素のみを計上する。又主として軍需品を製造する事業にありては、販賣費は之を一般管理費と一括して處理する事も得るのである(要綱第二十四條)。尙茲に特に留意すべきは、利子は自己資本に對する計算上の利子たる、他人資本に對する支拂利子たるを問はず、すべて之を原價に算入せずとして居る事である。

以上各項目につき検討し見るときは、一二の場合を除き其の取扱は極めて正常なる方法をとるものであつて、多くの異論を挿む餘地はない。國家が自ら軍需品生産の經營を自己體を管掌する場合を除き、一般企業をして比較的自由に之を管掌せしむる場合、先づ原價計算に採上げらるゝ費目自己體の内容と、その取上げ方に對して

統一を期し、必然的と認めらるゝ費用の種類吟味と、原價の計算に對して標準となるべき費消價値の決定をなし、經營上必然的にして避け得ざる費用と、正常の經營が發動し居る場合に必要なる費用と Leertlauf の費用の如きを明確に區別する事は極めて必要な事である。(F. Schmidt, a. a. O. S. 5)

五

本要綱に於ける原價計算方法は、個別原價計算と綜合原價計算とを區別し(要綱第二十九條)、個別生産を行ふ事業とありては、製造指圖書番號毎に原價計算票を設けて原價要素を集計し、個別計算を行ふものであるが、製造原價要素を直接費と間接費とに區別し、一般個別原價に於ける方法によりて計算するのである。即ち直接費は之を當該製品に直接に負擔せしめ、之により直接原價又は素價を得る。間接費の配賦は原則として工場を多數の原價部門に分ち、此等に配賦して部門費として算出し、その部門の作業又は用益を享けたる各指圖書に之を配賦するのである。而して動力部・修繕部・運搬部・検査部等補助經營の部門費を、直接に製造部門に配賦して、製造部門費の計算をなし、材料部・勞務部・福利施設部等材料及び勞務の管理に關する補助部門費、及び各製造部門の部門費を指圖書に配賦して、之を直接原價と合して基礎原價を計算し、最後に企畫設計部・試験研究部・工場事務部等、材料及び勞務管理以外の工場管理に關する補助部門費を指圖書に配賦し、之を基礎原價と合して製造原價を計算するを原則とする(要綱第四十四條)。製造部門費統制上必要ある場合には、關係官衙長の認可を受けて、階梯式配賦法を採用する事を許さるのであつて、此の場合には云ふまでもなく、最も多數の部門に用益を

供し、自らは他の部門より用益を享くる事最も少なきものより、順次下位に向つて階梯式に配賦して、補助部門費を最終部門たる製造部門に配了するものである。

部門費の指圖書への配賦は、原則として豫定率により之を行ふものであつて、工場が正常操業度に於て、正常の經營能率を以て活動する場合を標準として算定する。而して原價計算期間末に生ずべき、部門費の實際額と豫定率に依る配賦額との差額は、配賦漏間接費・又は配賦超過間接費を形成する譯であるが、配賦漏のものは之を原價計算外の損益勘定に振替へ整理し、配賦超過のものにしてその發生が工場の經營能率増進に基くと認めらるゝものは利益に算入し、然らざるものは製品の總原價より之を控除するの取扱をなす事を要すると定められて居る。(要項第四十六條)。

一般管理費及び販賣費の計算につきましては、一般管理費は製品の製造原價を基準として製品に配賦し、原則としてその配賦は豫定率に依る。販賣費は之を販賣直接費と販賣間接費とに區別し、販賣間接費は賣上品の製造原價に一般管理費を加へたるものを基準として、原則として豫定率に依り賣上品に配賦するのである。實際額との差額は、すべて前に述べたる第四十六條の方法による。販賣費を一般管理費と一括して處理する事を許さるゝ場合には、此等を製品の製造原價を基準として製品に配賦するものである。

綜合原價計算は生産の形態に應じて、單工程によりて單一製品を得る場合の單純綜合原價計算と、同一工程に於て等級に區別するを得る製品を、連続的に生産する場合の等級別原價計算と、製造工程が數箇の段階に分れ、

各工程に於て貯藏可能の中間産品を得る場合の工程別総合原価計算と、同一工場又は同一工程に於て、材料及び作業又は作業を異にする製品を、組別に連続生産する場合の組別総合原価計算とに分ち、孰れかを選択し或は之を組合せて、具體的に適用すべきものと定められて居る。原価計算期に於ける期末仕掛品棚卸高の計算は、すべて総合原価計算法に於ける一般理論によるのであつて、仕掛品の數量が每期略ぼ固定せる場合には、之を計算外に置く事を得、仕掛品の仕上り程度の完成品に對する比率算定困難なる場合には、五〇%とする（要綱第五十三條）事となつて居るのである。

等級別総合原価計算にありては、各等級の製品につき豫め等價比率 *Äquivalenzziffern* を定め、之を利用するのであるが、此等の等價比率は原則として數量的尺度により、或は主要原價要素の推定消費量を基準として適當に決定し、その尺度を見出す事困難なる場合には、價值的尺度としての各製品の正常市價を標準として、之を定むる事となつて居る。聯産品の原価計算は、賣價豫想額より貯藏及び販賣費・通常の利益見積額を控除したる額を以て、加工の上賣却し得るものは、加工品賣價豫想額より前記控除の外、加工費を控除したる額を以てする。又副産物を補助材料として自家消費する場合には、之に依りて節約せらるべき代品の購入豫想價格を以てする。

工程別総合計算に於ける原價の集計に付ては、各工程毎に原價計算票を備へ、之に當該工場の製造費を集計し工程原價を算出する。

以上の原價計算方法も亦極めて正常なる形態を採用したるものであつて、國家が經營利潤の統制を行はんと欲するとき、その前提要件として、統一的なる經營計算制度を制定しなくてはならないのである。各種企業經營者に對し、その適する方法を選択採用せしむるとしても、それ等は無制限に自由放任的なるを許さないものであつて、さりとて又、千變一律に一定形式下にのみ制約し得るものではない。個別計算と綜合計算との何れを應用するか、必要に應じては綜合計算の場合にも、單純工程式によるか連續工程式によるか、乃至は級別式方法によるか、その一定の應變的形式は之を定めて、その範圍内に於て各適當する處に據らしむるの方法をとらなくてはならないのである。此等につきては實施上、微細なる點に於て尙或る程度の特例を許さざるべからざる事を生ずる事であらう。

六

上記の如く、本要綱に依りて先づ軍需品原價の計算をなさしめ、次にその原價の上に附加すべき業者の利潤をも統制し、以て適正なる價格の決定をなさんとしたのである。前にも述べたるが如く、その爲に陸軍に於ては別に陸軍適正利潤率算定要領を定め、主要軍需品に付きその調辨價格を決定せんとする場合に、第一に陸軍々需品工場事業場原價計算要綱に基きて算定したる原價に、附加すべき適正なる販賣利潤率の算定に關しその要領を示し、之に據らしめる事となつたのである。而して調辨價格決定に當りて、本要領により算定したる販賣利潤率に對し、必要に應じては相當の考慮の餘地を残す事とし、事情によりて業者に對する臨機的措置が許されると

なしたる處に、運用の妙味を期待し得るのである。第二に販賣利益率算出の方式として右要領の示す處によれば、

$$\frac{\text{經營資本利益率(又は總資本利益率)}}{\text{經營資本回轉率(又は總資本回轉率)}} = \text{販賣利益率(適正利潤率)}$$

の算式による事となつて居るのである。即ち適正利潤率としての、販賣利益率を定むる爲には、資本利益率(經營資本利益率又は總資本利益率)を定むるの要があるのであつて、之は原則として經營資本利益率による事となつて居る。換言すれば事業の目的たる商品の製造販賣に依りて、生ずる處の經營固有の利益を、その目的の爲めに現實に利用する資本(經營資本)にて除し、得たる比率を資本利益率とする。適正なる經營固有の利益は、

- (一) 株主に對する配當
- (二) 借入金に對する通常の利子
- (三) 事業の繼續的維持に必要な限度の社内留保
- (四) 法人税及び營業稅・同附加税

よりなり、此等各要素の經營資本に對する率の合計を以て、經營資本利益率とするのである(法人稅法施行規則第六條及び營業稅法施行規則第九條に依り、法人稅及び營業稅を免除せらるゝものにおいて、經營資本利益率中に此の稅額の率を算入しない)。經營資本は會社本來の經營に用ゆる資本を云ふのであつて、他會社への投資の

如きを含む事はない。併し公式に於ける分子たる、斯かる經營資本を過大になし置くか、或は反對に分母たる經營資本回轉率を過少になし置く事に依りて、販賣利益率は増加する。此等の適正を期する監督制度は勿論必要であるが、陸軍々需品工場事業場財務諸表準則その他によりて、一層之が嚴肅を期すべきであり、又前記の如くして得たる販賣利益率も、之を基準として調辨上必要なる考慮を加へて、不都合なきを期しなくてはならない。

適正なる經營固有の利益として、前に掲げたる各要素の經營資本に對する率は、之を次の如くして算定するのである。

(一) 株主に對する適正なる配當の經營資本に對する率

之は經營資本に於ける株主資本と借入金との構成比率を推算し、平均株式利廻に株主資本の構成比率を乗じて之を算出する（經營資本に於ける株主資本と借入金との構成比率は、原則として各會社別に、その總資本と借入金—前受金を除く—の構成比率を基準として推算するも、已むを得ざる場合には、尙該業種に付平均したる株式資本及び借入金の構成比率を以て之に代へ得、平均株式利廻は當該業種の多數の事業に付、過去三ヶ年に亘り平均したる株式利廻とする）。

茲に云ふ株主資本は株式資本とは異なるものであつて、株主資本は自己資本の意であり、借入金なる他人資本（軍の前渡金は利益を伴ふものならざるを以て除く）と異なると共に、積立金の如きを加ふる關係上、株式資本或は拂込資本とも異なるものである。故に斯くして得たる率が事實上低率に見ゆるが如き場合にも、積立金に對し

實際配當をなす必要なき以上、積立金の多き會社にありては比較的に高率なるの採算を得る譯である。

平均株式利廻は同種の事業につき、三ヶ年に亘り平均したるものを以て基礎とするのであるが、株式價格は配當の高低により、一時的には變動する事多きものなるが、大局的には自己資本の構成内容、即ち拂込資本金・積立金・前期繰越金・当期利益金によりて定まる。積立金・前期繰越金並当期純益金の比較的多額なる場合には、株價は概して高調を含むものなる事は言を俟たない。故に自己資本に對し株式利廻に適應する利益を許す事が、拂込資本に對し適正なる配當を許す事ともなし得るのである。單に拂込資本に對する一定比率の利潤を許すと云ふ以上に、合理的なる措置である事は當然である。

$$\frac{\text{株式利廻率(比價)}}{\text{株式利廻率(100)}} \times \text{株式利廻率} = \text{株式利廻率}$$

(二) 借入金に對する通常利子の經營資本に對する率

之は通常の借入金利率に、經營資本に於ける借入金の構成比率を乗じて算定するのであるが、若し通常の借入金利率五分なりとし、借入金の構成比率が二割なりとすれば、一分が適正なる借入金利率として算定せられるのである。元來借入金利子は、原價要素として自己資本に對する純利子部分と共に、原價に算入せらるべしとの學說が十二分に成立し得る譯である。唯併し、自己資本利子の純利子部分をまでも算出し、原價に算入する事それ自體の不便を除く爲、他人資本利子をも原價要素より除き利潤の中に算入せんとしたもので、自己資本の持つ危

險負擔性と他人資本の持つ危険負擔性とは、大なる開きの存する事を認めて、茲に借入資本に對する上記の如き取扱を見るに至りたるものである。

他人資本(比率) × 通常借入金利率 = 適正利率
 総資産本(100)

(三) 事業の繼續的維持に必要な限度の社内留保の經營資本に對する率

之は當該業種の多數の事業に付、過去五ヶ年に亘り平均したる積立金繰入金と、同期間に於ける總資本平均在高との比率を基準として算定する。但し積立金は事業の繼續的維持に必要な限度のものに限り、配當準備積立金・事業擴張積立金等を含まず。斯かる計算は會社統計に基き算出必ずしも困難でない。積立金の率を過去五ヶ年と稱するが如く、比較的長期に亘る如くなしあるは、近來の配當制限以來積立金は次第に増加するの傾向にあり、事業の繼續的維持に必要な程度を越ゆるものありても、尙その程度の明確ならざる場合をも生じ、特に過去五ヶ年に遡り平均する方法をとりたるものゝ如くである。事業の繼續に必要な程度につきては、國家がそれを特に維持する必要性、その他諸點を考慮に入れて定めるのであるが、固定資産に對する減價償却費の如きは原價要素として認めるのであつて、此等を社内留保で賄ふ方法は勿論採らないのである。企業が一般的なる危険・或は非常的なる危険を負擔するに對して、此等危険を原價計算要素としてものを以て Cover する事は計算困難であり、且つ此等は企業それ自體の負ふべき危険であつて、之に對し企業として備ふる處あるべきは當然である。唯

その算定は非常に困難である事を忘れてはならない。積立金の中には将来擴張に備へる性質のものを含む事あるべきは、従来一般に認めらるゝ處である。唯此の場合に考ふべき事は、此等將來の擴張に對するものは、原則として超過利潤を以て充つべきであつて、價格に於て之を補償する規制をなす必要はないであらう。國家がその擴張を強制するが如き目的を有する場合には、此等につき必要の考がなされるべきよい。

社内留保(配當平均・擴張積立金を除く) 〓 適正留保率
經營資本

(四) 利益率中に算入する税金の經營資本に對する率

(イ) 法人税の中所得に對する課税は、税法上所得の計算に於て之を損金に算入せざるを以て、所定の稅率を含まざる純益に對する率に換算し、之を前項配當・借入金利子・社内留保の經營資本に對する率の合計に乘じ算定する。法人稅法施行地に本店又は主たる事務所を有するものは、

(適正配當率 + 適正利子率 + 適正留保率) $\times \frac{18}{100-18}$ の算式による。

(ロ) 法人税の中株主資本に對する課税は、その所定の稅率に經營資本に於ける株主資本の構成比率を乘じて算出する。即ち、

株主資本(比率) $\times \frac{1.5}{1000}$ の算式による。
經營資本(100)

軍需品原價と利潤統制

(ハ) 營業稅及び同附加稅は、稅法上純益の計算に於て之を損金に算入するを以て、所定の稅率を前項配當・借入金利子・社内留保の經營資本に對する率の合計に乘じて之を算出する。即ち、

(適正配當率+適正利子率+適正留保率) $\times \frac{6}{100}$ の算式により算出する。

(ニ) 前記法人稅・營業稅及び同附加稅の經營資本に對する率を合計したるものを以て、稅金の經營資本に對する率とするのである。

利益率に算入すべき稅金は通常所得に對するものであつて、超過所得に對する臨時利得稅・或は同族會社稅の如きを算入する事はない。

七

以上の方法に依りて經營資本利益率の算定をなし、之を以て適正なる總資本利益率に等しとするのであるが、此の算定が行はれたる場合、此の數字を除して販賣利益率を算出する處の、除數をなすべき資本回轉率を如何にして算定すべきや、之が今殘されたる問題である。此の資本回轉率は各會社又は事業別(工業別)に算定したる、經營資本回轉率たるを以て原則とするも、その算定困難なる場合には、當該會社の總資本回轉率を以て之に代へ、資本回轉率を會社別に計算する事困難なる場合には、當該業種の標準的總資本回轉率を以て之に代ふる事を得るのである。

一、經營資本轉回率の算定

經營資本回轉率は各會社別に、その販賣高と經營資本平均在高との比率を以て之を算定する。但し會社が數箇の事業・又は數箇の獨立せる工場を有する場合には、之を各事業別又は各工場別に算定するのである。軍需品工場に於ける製品は必ずしも各製造會社間に劃一的ではない。簡單なるものは日々迅速に製品となるも、機械・飛行機の如きは部分品として極めて迅速に生産せらるゝも、製品としては長き時間を要するのである。此等は生産の種類によりて非常に相異がある。又註文高・資材・勞働力調達等の諸關係上、各社會共通的なるを得ない。仍て主として個別的なる立場に立ちて、箇々の事業の回轉率を計算するのである。一切の條件が大體劃一的なるを得る場合には、業種的なる回轉率を應用し得るであらう。

(A) 經營資本平均在高の算定

經營資本の(本來の爲に現實に運用せらるゝ資本のみを計上する)平均在高は、最近一ケ年に於ける各三ケ月末の經營資本在高を平均したるものを基準とし、之に將來の豫想を加味し算定する。此の豫想とは現に建設中の未働のものゝ、將來に於ける活動の如きを云ふのである。經營資本回轉率を各事業又は各工場別に算定する場合には、各事業又は各工場別に經營資本の平均在高を算定する。此の場合一般管理又は販賣部(即ち本社)の資本は、之を適當なる基準に依りて各事業又は工場の經營資本に按分するものである。

(B) 販賣高の算定

販賣高は最近一ケ年に於ける商品販賣高を基準とし、之に將來の豫想を加味して算定する。經營資本回轉率は各事業又は各工場別に算定する場合には、各事業又は工場別に販賣高を算定する。

二、會社別總資本回轉率の算定

會社別資本回轉率は當該會社の最近一ケ年間に於ける總收入と、總資本(前受金を除く)平均高との比率を基礎とし、之に將來の豫想を加味して算定する。

三、業種別標準資本回轉率の算定

業種別標準總資本回轉率は當該業種の多數會社に付算定したる、最近一ケ年間の總收入の總額と、總資本(前受金を除く)平均在高の總額との比率を基礎とし、之に將來の豫想を加味して算定する。

回轉率は販賣利益に影響する處大なるものであつて、回轉率の高きものは販賣利益率は減少する結果となる。

殊に此の回轉率は會社によりてそれ〴〵異なるべきを以て、會社別に之を算定するを合理的とする。而して前にも述べたるが如く、回轉率は企業の能率に關係する處大なるも、現在の狀況に於ては註文、原料・勞働力の調達により受くる影響多きものなるにより、斯く會社別に算定する事を以て原則としなくてはならない。經營規模の狭少なるものにおいて、個別的計算が極めて困難であつて、業種別標準資本回轉率を應用する事を認めなくてはならない場合を生ずるのである。

政府の前拂金、換言すれば會社側に於ける前受金は、資本の如く利子或は利潤を伴ふものにあらざるべきを以

て、經營資本・總資本乃至借入金の計算より之を除外するのである。

販賣利益率の算定は、上記の一、により算定したる、經營資本利益率（又は總資本利益率）を、二、によりて算定したる當該會社又は事業（工場）の經營資本回轉率（又は當該會社の總資本回轉率、若は當該業種の總資本回轉率）にて除し得らるゝ百分率を以て、調辨價格決定に當り基準となすべき販賣利益率とするのである。

販賣利益率の具體的適用につきては、次の如き考慮を拂ふ事となされて居る。即ち調辨價格決定に當り、原價に附加すべき實際の販賣利益率を決定するに當りては、以上の如くして算定したる販賣利益率を基準とし、更に之が適用上左の諸點に留意し、必要なる考慮を拂ふ事となつて居るのである。

一、事業の經營能率の優劣

當該事業の製品原價が、經營能率の優劣によりて通常以下に低き場合、又は經營能率の不良に困りて通常以上に高き場合には、その程度に應じ販賣利益率に必要な考慮を加へ、以て經營能率増進の刺戟を失はざらしめらる。統一的なる原價計算に基き原價比較をなし、適正利潤率が一〇%なるとき、能率の特に高きものに例へば一二%、能率の特に低きものに例へば八%の利潤を許すが如くに、與ふる利潤に幾分の差變を許すと云ふのが本規定の趣旨であつて、結局極端なる利潤を抑止し、又極端なる利潤低下を防ぎ、生産擴充の目的に副ひつゝも尙價格騰貴を防がんとするの、手加減を行はんとするのであつて、生産擴充の強制を受くる會社が能率の低き爲に、低き利潤に甘せざるべからざるが如き場合には、陸軍に於て一〇%に近きまでに利潤の引上を許す事も想像され

るのであるが、餘りに能率高く利潤多き会社に於ては、その能率改善の刺戟を全然没却する事なき程度に於て、利潤の切下を行ふ事を想像しなくてはならない。唯此の場合に、資本金の少く減價償却の徹底を見たる会社は、水膨れのまゝに放置せられたる会社に對比し、利潤が大となる計算を得る。此等につきては表面上の計算にのみ囚はるゝならば、優秀企業を毒するの結果が生ずる事を注意しなくてはならないのである。

二、事業の財産評價上の差異

當該事業が財政の健全化の見地に基き、資産を通常以下に低く評價し、従て資本の回轉率が通常以上に大なる場合、或は反對に不健全なる財政々策の結果、資産を過大に評價し、従つて資本の回轉率が通常以下に小なる場合には、その程度に應じ販賣利益に必要な考慮を加ふる事となつて居る。

優秀ならざる云はゞ不良企業に於て、同一の利潤を得るときは高き利益率を必要とし、優秀なる企業は低き利益率にて尙一定の利潤をあげ得る。高き回轉率を有するものは販賣利益率は減少するけれども、回轉數によりて一定の利潤をあげ得るのである。唯利潤一定化の見地より、非能率企業に高き販賣利益率を許し、優秀企業に低き利益率を強制するならば、優秀企業の經營刺戟は喪失せらるゝ事となるのであつて、財政の健全なるものと然らざるものとの間に、その程度に應ずるの販賣利益率を設定するやう、留意しなくてはならないのである。

三、事業の特異性

當該事業の製品が、市場性を有せざる兵器その他特殊軍需品にして、當該製品の生産を停止したる場合に於て、その設備を他に轉用困難なる等の事業に對しては、その事情に應じ販賣利益率に必要な考慮を加ふるものである。

重工業には固定資産の老成なるを必要とする。又此の種企業には通常極めて多くの従業員を必要とするのである。其の經營的見地よりすれば、長期持續を必須條件とする事は論ずるまでもない。此等が政治的・軍事的なる政策に基きて、一時その發展を強要せらるゝとも、平和來と共に何等かの支持を失ひて、經營困難に當面するの目ある事は、過去の實績に徴して又免れ能はざる状態である。之に鑑みて、特殊生産企業乃至固定設備の他に轉用を困難とするものには、減價償却の特殊取扱を認むるか、乃至は進で利益率の決定に特別なる考慮を施さなくてはならないのである。

四、その他の調辨上必要な考慮

が拂はれるが、此等は事情によつて提起される問題である。

要は運用の妙否にあるのであつて、必要な考慮を拂ふに當り、唯機械的なる措置に流れ、或は單なる皮相的なる見解に基きて事を斷ずるの處置に流れる事なきを期し、一國産業の振興を常に念頭に置いて、或る程度まで經營者の努力と創意とに酬ゆるの、運用もなさなくてはならないのである。従つてその運用の簡に當る當事者にその人を得る事は極めて重要な事柄である。

最後に販賣利益率算定上必要なる基準、並に中小經營及び調辨金額の小なる會社に適用すべき業種別販賣利益率は、毎年頭初經理局長より指示する事となつて居る。